

各 部 隊 の 長 殿
各 機 関 の 長

海 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

部外の医師、歯科医師との隊内診療委託について（通達）

標記について、病院及び医務室を有する部隊等の長は、今後やむを得ず部外の医師又は歯科医師と申合せて、部内において隊員の診療を委託する必要があると認められる場合は、別紙に示す実施要領により海上幕僚長の承認を得て実施されたい。

なお、本通達は令和 4 年 4 月 1 日から施行することとし、「部外の医師、歯科医師との隊内診療委託について（通達）（海幕衛第 3 4 0 9 号。昭和 4 1 年 7 月 1 6 日）」は同日をもって廃止する。

写送付先：部内全般

部外の医師、歯科医師との隊内診療委託に関する実施要領

1 実施要領

(1) 委託基準

次の場合に該当し、かつ、本通知の宛先に示す各部隊等の長（以下「各部隊等の長」という。）が特にその必要を認める場合は、部外委託医師等との隊内診療委託を、付紙様式第1により海上幕僚長に申請する。

なお、本号キに該当し、付紙様式第1による申請を行う場合、付紙様式第1第7項に詳細な理由を記載するものとする。

ア 病院においては、専門医官欠員のため病院の任務遂行に支障がある場合は、各診療科の医官又は歯科医官の定員に対する欠員の範囲内

イ 診療所である医務室においては、医官又は歯科医官が欠員のため、医務室診療業務に支障がある場合は、その定員に対する欠員の範囲内

ウ 診療医官又は診療歯科医官が、部外研修、療養等のため1か月以上診療業務に従事できない場合は、その期間中

エ より高度な専門性を帯びた技能を有する医師の診療指導又は手術症例等により、特に高い教育効果が得られると見込める場合

オ 精神医療の特殊性を踏まえ、複数年継続して診療委託が可能な医師がおり、今後の固定患者の取り込みが見込める場合

カ 術科学校及び教育隊等が所在する地域の教育機関については、学生への疾病まん延等による教育への影響がある場合

キ その他、各部隊等の長が特に必要と認める場合

(2) 部外委託医師等の人数

診療実施上、やむを得ない必要最小限の人数とする。

(3) 委託の期間等の基準

1年を超えない期間の委託とし、委託期間満了後、更に継続して委託する必要がある場合には、改めて本項第1号に示す申請手続を行う。ただし、実績が最低限必要な診療者数又は診療報酬に著しく満たない場合については、合理化・効率化を検討する。

(4) 委託金額

各部隊等の長は、部外委託医師等の経歴、地理的条件等（近傍にある他自衛隊及び部隊等が所在する地方自治体等が採用している条件等をいう。）を勘案して、委託金額を算定するものとする。

なお、付紙様式第1による申請において、付紙様式第1第6項にその基準となる金額等の理由を詳記して委託可能見込みの金額により申請することができる。

(5) 委託承認後の処理

各部隊等の長は、委託が承認された後、次により処理を実施する。

ア 必要な事項について、付紙様式第2により各部隊等の長と診療を委託する医師等との間で申合せ書を取り交わす。

イ 本号アによる申合せ書の写しを海上幕僚監部首席衛生官及び当該予算を執行する資金前渡官吏（分任官を含む。）に送付する。

ウ 診療等業務確認者を職務指定簿等により指定する。

(6) 経費等

医療施行費によるものとし、経費使用伺により執行する。

(7) 診療等業務確認者

各部隊等の長は、隊内診療委託の申合せ書を取り交わした場合は、付紙様式第3により、部外委託医師等の出勤状況及び診療の概要（診療科、診療人数及び診療報酬点数）等を診療等業務確認者に記録させるものとする。

2 その他

本通達について疑義や意見がある場合は、適宜の様式により海上幕僚監部首席衛生官に通知するものとする。

発簡番号

発簡年月日

海上幕僚長 殿

申請部隊等の長

部外の医師（歯科医師）との隊内診療委託について（申請）

標記について、下記のとおり委託したいので申請する。

記

- 1 委託期間
- 2 委託金額 円
- 3 委託実施部隊等の医療施設名
- 4 委託医師（歯科医師）
 - (1) 住 所
 - (2) 氏 名
 - (3) 生年月日（年齢）
 - (4) 最終学歴及び卒業年次
 - (5) 専門科目
 - (6) 勤務先医療機関名（所在地）
 - (7) その他主要職歴
- 5 委託理由
- 6 委託金額の詳細
- 7 その他

診 療 委 託 申 合 せ 書

海上自衛隊○部隊の長、氏名（以下「甲」という。）と○市○町○番地、氏名（以下「乙」という。）との間に次の条項により申合せを確認する。

第1条 乙は、海上自衛隊○部隊（○病院）において、診療等の業務を行うものとする。

第2条 乙の行う診療等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）診療
- （2）処置、手術その他の治療
- （3）診療及び診療補助業務等の指導

第3条 乙は、海上自衛隊○部隊（○病院）において、甲の指定する時間内において医療法等の関係法規を遵守し、診療等の業務を行うものとする。

第4条 この申合せに基づいて行った診療等については、甲が乙に支払う報酬の額は円とし、月末の集計時において累計が30分に満たない時数については切り捨てて報酬の額を計算するものとする。

第5条 乙は、毎月分の報酬を翌月10日までに甲を通じて資金前渡官吏（分任官を含む。）に請求するものとし、資金前渡官吏（分任官を含む。）は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第6条 この申合せによる診療等に必要な衛生資材、器具等は、甲において準備するものとする。

第7条 期間は、元号 年 月 日から元号 年 月 日までとする。ただし、乙が申合せの条項に違反した場合には、甲は申合せを破棄することがあっても乙は異議を申し出ることができない。

第8条 この申合せは、海上自衛隊の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達（令和2年海上自衛隊達第40号）第18条に基づき、付紙を適用して誓約するものとする。

第9条 この申合せについて疑義を生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。上記諸条項を守るために本申合せ書を2通作成し甲乙各1通を保管するものとする。

元号 年 月 日

甲 海上自衛隊○○部隊、機関
部隊等の長 氏名（署 名）
乙 ○○県○○市○○番地
氏名（署 名）

付紙（第9条関係）

個人情報の安全確保等に関する誓約条項

（秘密保持義務）

第1条 乙は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置を取らなければならない。

（安全確保の措置）

第2条 乙は、この申合せの履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（再委託）

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

（個人情報の使用及び第三者への提供）

第4条 乙は、委託業務に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。

（個人情報の複製）

第5条 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

（検査・調査）

第6条 甲は乙が作成した個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、甲は特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提供を求め、又はその職員に乙の病院等の関係場所に立入調査をさせることができる。

（事故発生時の措置）

第7条 委託業務に関し事故等が発生した場合、乙は、速やかに、その内容を甲に報告する。

診療等実施記録簿（元号 年 月）

部外委託医師等氏名：

日	曜	部外委託 医師等 確認署名	診療時間 診療の概要 診療報酬点数	診療等業務 確認者署名	備 考
			診療等時間： 診療等の概要： 診療報酬点数：		
			診療等時間： 診療等の概要： 診療報酬点数：		

※出勤状況及び診療の概要については必ず診療等業務確認者が記入すること。